

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田まりみ 外35名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

### 証拠意見書 (被告)

2009年(平成21年)6月5日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

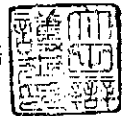
被告訴訟代理人弁護士 橋 口

玲



同(担当) 太 田 健

義



#### 記

第1 甲38乃至41について

甲38は2002年1月24日付で56才、甲39は2004年5月付で57才であるから、まったくの別人である。

そもそも、立証趣旨(「立法趣旨」は誤記と思われる。)からして、「被告の言動には、表と裏があり信用性がないこと。」とされているが、本件とは全く関係のない事柄である。本件では、募金の使途が問題になっているのであって、被告の言動が立証の対象となっているのではない。このようなことを立証しようとする自体、原告の真の目的は、ネット等で不当に証拠等を開示することにあると強く推認させるというほかない。

また、甲40の判決にしても、被告の主張が別裁判で認められなかったというに過ぎず、およそ立証趣旨から外れている。

したがって、甲38乃至41については、立証趣旨からして不当であるから、証拠から排除されたい。

## 第2 人証について

上記のとおり、本件では、募金の使途が問題になっている。しかるところ、被告は原告からの調査嘱託申立に積極的に同意し、会計事務所作成の書類(乙1乃至10)を提出したのみならず、手持ち書類や通帳を原告代理人に全面的に開示してきた。

したがって、すでに原告側の立証も被告側の反証もこれら書類で充分になされていると考える。

さらに、これまで原告がネット上で被告提出書類等を開示してきたことに鑑みれば、人証調べの目的も、客観的な金銭移動やその支出内容の特定よりも、ネット上での公開に主眼があるというほかない。

被告としては、これまでの訴訟の経緯に鑑みれば、これ以上の証拠調べは必要ないと考える。

以上